給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

【所得】
課税の元となる所得の情報です。
収入金額に応じた必要経費相当金額を控除し求めるため、収入金額とは異なります。

【課税標準】
〔所得金額－所得控除〕にて求めます。
1,000 円未満の端数は切捨てています。

【税額控除前所得割額】
課税標準額にそれぞれの税率を乗じて求めます。

【税額控除額】
所得割額から差し引く金額です。
住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除（ふるさと納税）の額は、こちらに含まれています。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与取入	
	給与所得（所得金額調整控除後）	
	その他の所得計	
	主たる給与以外の合算所得区分	営業等・農業・不動産・利子・配当・給与・雑・譲渡・一時
	総所得金額①	

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

扶養親族該当区分												本人該当区分											
控除配偶	老人配偶	特定扶養	同居老親	16歳未満扶養	その他扶養	同居特障	特別障害	他障害	本人特別障害	寡婦	ひとり親	勤労学生	雑損控除	寡婦	ひとり親	勤労学生	雑損控除	障害者	特別障害者	同居特障	特別障害者	寡婦	雑損控除

（摘要）

税額 市町村	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
税額 道府県	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	森林環境税額⑧	
額	特別徴収税額⑨	
	控除不足額⑩	
	既売当・既委託納付額⑪	
	既納付額⑫	
	差引納付額⑨－⑫－⑩,⑪	
	変更前税額⑬	
	増減額（⑨－⑬）	
	変更月	月

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

長野県飯田市長之印

長野県飯田市長

納付額	6月分				9月分				12月分				3月分				
	7月分				10月分				1月分				4月分				
	8月分				11月分				2月分				5月分				

問合せ先　飯田市役所　税務課　市民税係　（電話　０２６５－２２－４５１１）

・住宅借入金等特別控除額（住宅ローン控除）、
「ふるさと納税」等の寄付金税額控除額、
定額減税額等がある場合は、税額控除額等を表示します。

差引納付額を 12 回に分けて納付します。
毎月の給与から差し引かれる税額を表示しています。

【所得控除】
所得金額から差し引く金額です。
裏面をご参照ください。

【差引納付額】
今年度、給与から差し引く市民税・県民税・森林環境税の合計税額です。

【既納付額】　：変更があった方で既に納付されている税額。
【変更前税額】：変更があった方の変更前の税額。
【増減額】　　：変更があった方の変更前と変更後の差額。
【変更月】　　：給与からの差し引きを開始する月。もしくは、税額の変更があった月。

《問い合わせ》
飯田市役所税務課　市民税係　内線 5166、5167